

17世紀・18世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台灣 —漂流・漂着船関係史料を中心に—

黒木國泰

はじめに

(1) 問題の所在

近年、いわゆる鎖国体制の中にあっても、公的外港の長崎ほか合わせて四つの口での対外交流の存在が強調されている。たしかに「鎖国」は近世の外交実体を正確に表現する用語ではない。「鎖国」用語をやめて、東アジア共用語の「海禁」を使用すべきとの議論もある。⁽¹⁾

小稿では、濱下武志氏の「朝貢関係」システム理論⁽²⁾に学びながら、漂流・漂着船関係史料を使って、環シナ海地域システムとしての朝貢システムと鎖国システムを考察したい。その際、鄭氏台灣の盛衰が、環シナ海地域システムに及ぼした影響を基軸にして考えることとする。

(2) 分析の視角

次の3つの観点で分析したい。

一つは、海難難民を諸国家がどう対処していたか。とくに日本と、中国との比較をする。

二つには、鄭氏台灣の盛衰による環シナ海地域システムの再編成を考察する。その際、国際関係を力のバランスの論理で動態的に把握する方法をとりたいこと。

三つには、敵礼、書式礼、元号使用等の朝貢関係システムの諸徴象が、中一琉、中一朝、中一安南関係などと同様に、日本でも機能していたか。日本は朝貢関係システムを受け入れていたのか。また中国が、日本に対して朝貢論理を機能させようという意思があったといえるか、である。

海禁・冊封・朝貢政策を一連のものとして理解するのが通説となっている。⁽³⁾ 冊封国にとって、朝貢は義務である。しかし、中・近世日本にとっての中国は、交易の利益を求める対象として認識されている。周知の通り、日本は聖徳太子以後、室町期を除き冊封関係になかったわけである。

朝貢関係の外縁に通商（互市）関係そして朝貢・冊封関係のような、礼的な秩序が成り立つための絶対的な条件は、宗主国中国が強いということ、あるいは周辺諸国家から強いと想われ（認識され）ていることである。また、中国が周辺諸国家を威圧する力をもっていなければ、先ず成り立ち得ない。つまり、冊封国の琉球が外敵に征服されているのに、救援できないのでは、周辺朝貢国が納得しない。宗主国としての権威が失墜し、冊封朝貢システムは崩壊せざるを得ないはずである。しかしながら、琉球が薩摩の配下にあって、それが周知の事実であっても、表に現れていなければ体面を保てるという論理である。すなわち、冊封国が侵略を受けても、宗主国中国への救援依頼がなければ放置しておくこともありえたのである。

琉球国において、三山統一後にあっても、「琉球国王」でなく「琉球國中山王」としての冊封を受け続けた理由は、三山の各王がそれぞれに冊封を受けていたという事実をふまえてのことであつたと考えられる。

薩摩藩が中国に対して、琉球の薩摩支配を隠蔽する努力をしたのは、「鎖国」に際して、幕府から琉一中朝貢貿易の維持を命じられていたからである。明朝に対してよりも清朝に対して薩摩支配を神経質に隠そうとしたといわれるのは、かかる日本国内の事情と鄭氏降伏後に清朝が環シナ海制海権を取得したことによると考えられる。

いずれにせよ宗主国中国を中心とする朝貢システムのタガが弛むと、周辺に衛星的な朝貢システムが形成されるという運動がみられる。国家権力の力の論理が、朝貢システムの形で表現され続けるようである。

やはり朝貢関係を規定するのは国家権力の生の力の論理であり、地域システムのあり様にとって決定的な要因であるといわざるをえない。

そこで朝貢の論理（敵札関係等）が、日本を中心とする琉球一朝鮮国際関係のなかで、機能していたのか、機能していなかつたのか、を問題にしたい。

近世日本は、皇帝を中心とする朝貢関係の位階秩序の中に直接組み込まれてはいない。しかし、それと関係をもちながら、小朝貢関係秩序を築いていることから、広義の朝貢システムの中に含み込まれていたと見なすべきであろうか。すなわち鎖国システムは朝貢システムのなかに包含して理解されるべきものであるのか、否かが問われている。

1 日本での異国海難難民の取扱システムの特質 — その実体と本質

近世日本では、漂着地においては異国海難難民を上陸させず、そのまま船中に軟禁しておくのが原則であった。しかし破船のときや風浪が強い場合には上陸させ、仮小屋に収容する。いずれの場合にも、逃走しないように主だった唐人2人を人質に取ることになっていた。人質は交替させてもよいが、長崎回送が終了するまで取っておかねばならなかった。また漂着地において、氏名・年齢・身分職階・宗教事項を記録させ、長崎奉行に報告させる。さらには漂着地の隣藩にも監視させた。

長崎回送ののち、長崎においては未決囚牢獄に収容された。このように一貫して犯罪者と同様の待遇をうけたわけである。この後、開国まで、というより近年まで基本的には中国からのヒトの流入を阻止しようという政策がとられている。とりわけ大陸での明末清初期の「華夷変態」の激動下において、難民対策が国家的課題であったと推察できる。つまり、鎖国政策を選択した時期には、キリスト教厳禁・対ポルトガル軍事防衛と密貿易の阻止に加えて、ヒト（難民）の流入阻止が沿海防備上の重要課題であったといえる。

モノについては、偽装漂流等による抜け荷を警戒していた。とくに鄭氏降伏1683ののち清朝が遷界令を廃止し、海禁が解除されたために、長崎に交易の唐船が激増した。（2・30艘台→85艘→102

→137→194『長崎実録大成』積み戻し船を含む) (康熙23年施琅の9艘のみ、24年には77艘、25年には87艘、26年には129艘。27年には174艘。曹永和『中国海洋史論集』台湾聯経出版、2000年10月という。ただし曹先生の典拠不明) 対して、幕府が貿易統制令を出し(1685, 1688, 1715)抜荷船打払令(1717, 1726)が出された。

このようななか、漂着地藩は唐船の積み荷リストを厳格に(破船の時の沈荷物にいたるまでを)作成し、長崎に唐船・唐人を送る。着船の後、長崎奉行が積み荷リストと現物とを突き合わせての確認が厳格に行われること。高鍋藩マニュアル(1787)に、奉行所の検使を受けるについて、「嗜み」として、「侍を除き足輕以下が帶を解いて物品の授受(交易)がなかつたことを示す」⁽⁴⁾という。

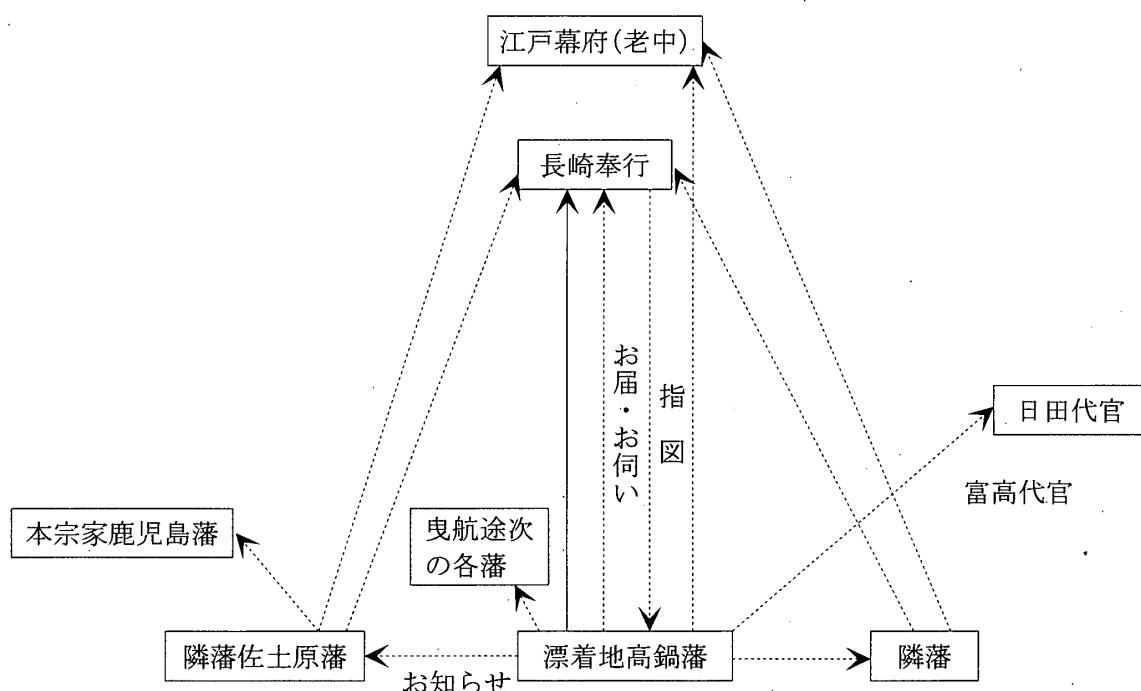


図1 高鍋藩漂着の唐船回送と漂着船関連情報
実線は回送船団の移動。点線は情報の流れ。

漂着地藩は、難船・難民情報を江戸・長崎にお届けしなければならなかっただけではなく、隣藩へのお知らせもしなければならなかつた。また長崎回送途次の通過各藩への依頼等も必要であった。すなわち、①領海通船のこと②「水薪食料の入手」③「海路案内」④風雨等非常の節は「曳舟・人夫」等の依頼が出された。さらには「浦々御順達」の回状が者頭クラスから出されている。最近紹介された史料として注目すべき都農町部当の御用帳のなかに、文化5年(1808)12月に、高鍋藩が出した浦々回状がある。⁽⁵⁾

浦々 秋月栄三郎内

廻状

大塚太一郎

泥谷与左衛門

以廻状致啓上候、栄三郎領内当月初唐船壹艘漂着候付、長崎
表江御届申上、唐船唐人共順風次第日向福島より小倉通長崎迄、
閔船壹艘、小早壹艘、引舟相添引送申候、依之私共右船警護被
申付、浦々罷通候付為被案内、廻札如斯御座候、尤依風筋不被通
浦方も可有之候得共、浦々御順達被下、廻留より於長崎此方用
達袋町糸谷亥吉郎方へ御差出可被下候 以上

秋月栄三郎内

文化五年辰一二月廿四日 泥谷与左衛門 印
大塚太一郎 印

回状の内容は次の通りである。

- ① 差出人：漂着地藩の大名 家老
- ② 唐船漂着のこと
- ③ 漂着の日付
- ④ 長崎に回送すること どこから小倉通り長崎まで
- ⑤ 護送船団の構成（閔船何艘、小早何艘、曳舟何艘）
- ⑥ 通船の際の水先案内〔と曳航⁽⁶⁾〕をお願いする。
- ⑦ 長崎問屋の糸屋まで、浦々への順達を依頼する。

さらには、漂着地の隣藩もまた、漂着地藩から得た情報と独自の情報を幕府に伝達する義務を負っていたのである。たとえば元禄2年(1689)高鍋藩領平田に漂着した唐船についてみよう。佐土原藩は高鍋藩に対して、漂着唐船についての公式のお知らせを要求している。さらに高鍋から得た情報を長崎・江戸に届けており、これに対して長崎奉行が7月23日付で返事を出している。その返書が5日後の28日に佐土原に届いている。内容は、①佐土原藩からの7月18日付の飛札が23日に到着していること。②漂着唐船・唐人の概要の再確認。③高鍋藩からは、前日の22日に「御届」があつたことを記している。つまり、長崎奉行と幕府は漂着地藩からのお届けと、隣藩からのお届けを見くらべて、問題がないかを点検できたわけである。

さらには、長崎回送の途次に回送船団が通過する各藩は、無事に通船した旨を老中にお届けしなければならなかった。かくして漂着地藩から的一件報告と併せて、幕府が漂着唐船についての全貌を知りうるシステムができていたと言える。

漂着唐船・唐人の取り計らいの原点に立ち返ると、周知の寛永16年浦法度がある。中村質氏の文書を引用したい。

「ついに鎖国令の一環として寛永12年(1635)、長崎以外での取引を禁じ、各地への渡来・漂着船は、

[すべて] 長崎に回送されることになった。同16年のいわゆる「浦法度」(『御触書寛保集成』21)には、

一、領内浦々ニ常々慥成る者を付置、不審有之船來にをひてハ、入念可相改之、自然異國船着岸之時は、從先年如御定、早船中之人数を改め、陸地え不上して、早速長崎え可送遣之事、
とあり、「外交貿易の天領長崎独占という鎖国の根幹をなす一規程であった。したがって、各地に唐船漂着の場合は(中国沿岸の小船、長崎移転後のオランダ船、朝鮮の漁船、その他を含む)、長崎と江戸へ注進し、長崎奉行の指示によって、領主の責任において長崎に送致することになった」
(中村質1990年、216ページ)

この寛永16年「浦法度」にあるように、鎖国体制当初においては、漂着唐人の人数を確かめ、陸地へ上げずに長崎に送還させるものであった。

家康も、慶長16年(1611)11月28日に、長崎奉行長谷川藤広に、唐船はどこの浦に着岸しても、ことごとく長崎で商売すべき旨の家康朱印状を渡した。(通航一覧198) 但し、この時は実行できなかつたのである。

寛永16年浦法度の定めを、藩レベルにおける漂着唐船対処マニュアルの中にも記している。『隈江家記』三、貞享4年(1687)正月一七日「長崎問屋五郎右衛門・唐船支配之儀申越候」の第4条にも、「回航中唐人の上陸は許さない(薩摩藩だけが、「行水」上陸を許可)」中村質1990年とある。

ところが、18世紀末には、唐人を上陸させるように改められた。

寛政3年(1791)「舊例抜書」『藩法集』12続諸藩(創文社、1975年)および高鍋藩「御用帳」に、「船具なども取上置、人をは上陸いたさせ、番人附置、立帰不申様致し」とある。⁽⁷⁾

この変改は先述の鄭氏台湾が清朝に降伏したのち、漂着船を装って抜け荷をする唐船が増加した。これを拿捕した場合に、逃走させないように監禁することに主眼がおかれたためと考えられる。北九州への抜け荷沖合待ちの唐船対策⁽⁸⁾として出てきた手当方法である。しかし、この唐人を逃亡しないように上陸させるという新たな手当は、東九州沿海においては、実行された記録はない。また、上陸させる方法が、この後。一般的に行われたとは考えられない。

というのは、10年後の1801年飫肥藩漂着江南沙船の場合、筆談記録「唐船漂到筆話」に飫肥藩が「一切不許上岸」という。もとより「日本人私下貿易」「天主教南蛮呂宋等類帶來」も重要な確認事項であった。

安政2年(1855)の飫肥藩折生迫漂着唐船のときも「你們要在船上安頓、不許上陸、這是本邦的法度、你們謹飭、勿違法度」と述べており、寛永16年浦法度が幕末まで生きていることがわかる。(ただし高鍋藩が厳格であったのに対し、飫肥藩は唐人からの上陸要求にたいし、柔軟な対応をしており、一部上陸を認めている)同じく安政2年のこと、高鍋藩が漂着唐船を長崎回送の途次、唐人達の上陸要求に対する説得の文言を引く。⁽⁹⁾

一 唐人上陸之 (ヲ) 每々願出候ニ付、左之通相諭し

申候、我日本國法不許上岸、義ハ毎々申聞候

通之事ニ而、定而承知之事与存候、乍去其

方共漂流数千里外尔来り、一向知る遍のこと
 も無之候へハ、長々之船中嘸難儀不自由之事与存候
 也、依之上陸致船中之憂越散じ度旨、
 実二人情左も可有事ニ候間、拙者共存念ニハ
 何卒其方共之望越相叶へ度与、□（肚力）存候共、
 何分日本国王之御命令御許し之場所、
 長崎而已ニ限り候へハ、何程其方共之存念
 通ニ取斗度存候而も、何分致方も無之
 候間、千萬推量可給候、長崎ハ最早三十
 里位在之、順風ニ候へハ両日ニハヒ参候間、彼
 地へ参り候上、上岸致、且又其方本國人共と
 色々之物語杯致候ハハ、在所へ罷帰り同様ニ而、
 嘸満悦ならんと存候

なかなか勘どころを押さえた説得である。冒頭に、唐人上陸のことは日本国法上岸を許さずと明言した上で、相手の気持ちを充分に推し量り共感していることを述べる。さらに、まもなく長崎に到着する。そのあ까つきには、上陸できるし、長崎来航唐人たちと交流できる楽しみを思いつかべさせている。唐人を上陸させないための下役人の苦労が彷彿として、失笑を禁じ得ない。

漂着地藩は回送船団を編成し、ものがしら者頭の乗る関船に質唐人2人を乗せる。唐船は「走り道具」をはずして、チャーター漁船の引き舟⁽¹⁰⁾により曳航されなければならない。したがって時に通過途次の藩から水薪食料の外、曳き船の加勢を得る必要があった。そのためにも漂着地藩は相当の経費がかかったわけである。

日向国各藩は、漂着唐船情報を豊後国日田の代官（西国郡代）にもお届けしなければならなかつた。日田から、先ずは元締め手代を富高の出張陣屋に派遣し、船数が多い場合等には日田代官が、自ら富高に出向く。唐船対処の現場には手付手代を派遣した。つまり日向国沿海は天領細島を媒介に日田代官が管轄すべき地域であった。⁽¹¹⁾ つまり、日向国への漂着唐船については、幕府老中、勘定奉行が総括する。その下に対外窓口としての長崎奉行が対処命令を出すが、さらには日田の代官（西国郡代）が、直接に現場の状況を掌握するシステムになっていたわけである。長崎から遠く、鹿児島藩に隣接するし、しかも密貿易、抜け荷と海防上の要になる日向国については、とくに厳重であったといえる。日向国のみならず、日本における海防体制は総じて厳重だったといえる。⁽¹²⁾

これに対して、清朝中国に漂着の海難難民救護・送還のシステムはどうだったのであろうか。中国側は1737年（乾隆元年）以降の国家による送還体制が確立する前においても公的に護送が行われるケースもあったが、基本的には、放任・無関心と言える状況であった。しかし1737年以後は、公的に救助・護送され、難民一人ひとりに回送中の安全を保障する鍍銀の龍牌が皇帝から下賜され、洋銅商人により長崎貿易の唐船に乗せられて長崎に送還された。

すなわち中国に漂着した日本人難民への明・清朝の姿勢は、きわめて緩やかで穏やかであり、国家による暴力的管理が行使されない恩恵による送還システムであった。その理由は、中国は周辺諸国・諸民族を赤子として慈しむ朝貢論理（「柔遠の徳意」「四海の民が皆皇帝の仁に帰依する」⁽¹³⁾などに表される）に基づいていたからであろう。皇帝を中心とした同心円的な徳治主義的領域区分をもち、外縁の「国境」が不明確であったわけである。

以上のように、中国と日本における異国人の海難難民への対処の仕方が、はつきりと異なっていたわけである。

近世日本政府は、出入国管理を長崎で厳格に行っている。すなわち異国人を通してあれ、送還された日本人の海難難民からあれ、異国のモノ・カネ・情報（とくにキリスト教）ともに、一般の日本人への接触・流入を厳格に断つ政策を探っている。

この日本の海難難民への厳格な管理政策の背景には、鎖国体制が日本国内に唐モノを安定供給したいけれど、一方ではヒト・カネ・情報の流入を阻止するシステムであったことと密接不可分の関係がある。日本においては、異國に漂着した海難日本人の受け入れについても、日本に漂着した異国人海難難民への対処についても、共に幕府は厳しい姿勢をとった。そこには冊封体制的な温厚な論理は伺えないわけである。

日本近世が集権的な封建制であったのに対して、中国はそうではなかったこと。同じく環シナ海地域にありながらも国制上の違いが、外交のありようを異ならしめていたと説明できるのだろうか。

2 鄭氏台湾と琉球・日本 ⁽¹⁴⁾

台湾の鄭氏は清国と戦っており、琉球はその清国の冊封をうけている。したがって敵（清国）の味方（琉球）は敵という構図になる。しかし一方で、琉球は日本に服属しているので、琉球を媒介にネジれた国際関係が生まれている。鄭氏による琉球船襲撃事件と日本人海難難民送還がからんだ有名な国際紛争に典型的に現れている。『華夷変態』卷2（72-75）、『通航一覧』卷215）等によると、次のようにある。

寛文10年(1670)に、清国への琉球進貢船が台湾の鄭氏に襲われた事件について、琉球国より薩摩藩に訴えがあった。薩摩藩は幕府に言上した。そこで、寛文12年に台湾船が長崎に来た際に、長崎奉行が台湾船から銀300貫目を過料として取り立てて、この銀を薩摩藩を通して琉球に遣わした。
(薩藩旧記雜錄(1)1476、島津家文書、『島津家列朝制度』卷21,1234・1235)

これに憤った鄭經は、長崎貿易船を出さなかった。

一方、寛文12年(1672)に、陸奥国相馬のものが台湾に漂着し、住民にとらえられて奴隸となっていたのを、鄭經が解放して銀を与え、衣料・食料を支給して延宝元年(1673)に長崎に送還してきた。長崎奉行は江戸に言上して、鄭經が日本を懇ろにいたす志に対して、台湾船に対して褒美として20貫目を贈った。あわせて、拘留中の琉球人を帰国させよと命じた。ところが翌年(1674)、鄭經の重臣、楊英の書簡をつけてその銀を返してきた。

鄭經の家臣楊英の書簡に、鄭經の言葉として、日本と台湾とは年々好を通ずる国なれば、これも彼も一家に同じ。日本國の民は台湾の民と同じである。（此彼同一家）日本からの漂流民があれば

送還するのが当然であり、謝礼を受け取る理由はない。したがって銀2000両は返還する。しかし、琉球国は別である。先年琉球国の進貢船が清国の領海内にあるときに、台湾の軍は清国と海戦の最中であり、清国船と判断して奪い取ったのである。琉球の船であることがわからなかつたのである。ところが、琉球は台湾への船の往来がなく、書簡のやりとりもないままに、日本に憤りを訴え、日本が琉球の申し立てを受け入れて、我が遣わす銀を日本に押さえおかることは、隣國の好を破るものである。その過ちは琉球側にある。もし琉球より書簡を台湾にさし越して、その理を詳しく述べるならば、捕獲した琉球人を帰すことを惜しまない、という。

この鄭經の日本に対する「一家」意識と琉球に対する敵視の構図は、17世紀当時の東アジア世界の状況を明解に表している。⁽¹⁵⁾

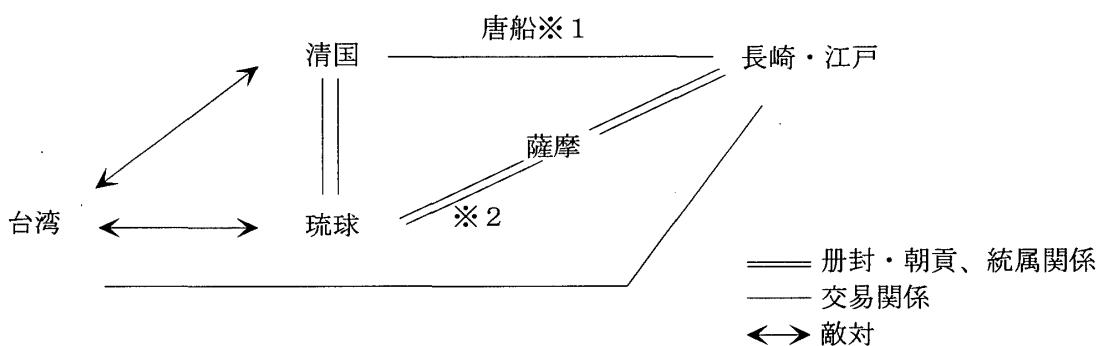


図2 鄭氏台湾時代の環シナ海地域システム

※1 清国一日本間は、冊封関係無しの政経分離の交易関係

※2 薩摩の属国としての琉球
(朝鮮を便宜上省略する)

3 鄭氏降伏情報をめぐって

鄭氏降伏情報が、3つの口からどのように日本に入ってきたかを概観してみよう。明暦元年(1655)8月6日、島津光久は、老中松平信綱に、清より琉球国へ冠船を遣わす由を口上し、清朝の衣冠・衣服が、琉球国に強制された場合の対応を伺った。(薩藩旧記雑録追録、島津家文書16559.13、島津家列朝制度卷21、1228—1233) 8月22日に幕府は、清国が琉球国に清の弁髪・衣冠の制を要求してきた場合、琉球国はそれに従うように命じた。(琉球御掛衆愚按之覚) たいそう心配したが、しかし結局は、強制されることはなかった。そのわけは『清実録』康熙22年(1683)5月23日の条に「上曰、台灣賊皆閩人、不得與琉球・高麗比。」とあるように、清朝は朝貢国の取扱を中国国内と同一にせず、その風俗には介入しなかつたからである。

一方、台湾では、中国大陆と同様に、髪を剃り弁髪を強いられることになった。もともと台湾は漢人居住地域ではなく、中国ではなかつたが、オランダによる漢人入植政策等により閩人(福建人)の住むところとなっていた。⁽¹⁶⁾ 鄭氏とその配下も大半が閩南人(南福建人)であり、台湾が中国人世界と認識されていたからであった。紆余曲折あつたものの、⁽¹⁷⁾ 康熙22年(1683)8月13日に清朝施琅

が台湾に上陸し、鄭克塽の剃髪降伏によって決着したわけである。

かくの如く、幕府は薩摩藩に対し、琉球王国管理をめぐって、唐物の安定供給を求めていたのもとより、情報収集も期待していたのである。⁽¹⁸⁾

朝鮮ルートでの鄭氏降伏情報は、対馬宗氏から入るわけである。対馬からは島津の琉球支配（1609年2月）をいち早く同年5月に流している（接待事目録抄）。一方、江戸幕府は明清交替情報や鄭氏降伏情報について朝鮮からの情報を求めているけれど、なかなか得られない状況ではあった。⁽¹⁹⁾

それでは、オフィシャルルート長崎への情報はどうなっていたかというと。康熙22年、天和3年（1683）7月1日に、清の使官の船3艘が、東寧（台湾）に到着。髪を剃るように伝達との情報は、はやくも7月26日には入っている。（華夷変態卷8、式拾壱番東寧船之唐人共申口）8月11日の25番東寧船の唐人共申口のなかに、東寧が清国に降伏の使者を出していること。北京の康熙帝の勅命を待っている状態だという。「東寧より之望には、最早累年互に致敵戦申候得共、天運大清に歸し申候上は、強而敵對に及不申候間、即髪を剃り、貴方江和順可仕候、左候はゞ、東寧を可被充行、此上者一統之可為御本意との事御座候、尤東寧之望は右之通に御座候得共、大清には其儀合点參申間敷と諸人取沙汰仕候」（華夷変態卷8）とあるとおり。

しかし8月3日の鄭氏帰服の確かな情報は、翌年の貞享1年（1684）の1番船7月1年によって、ようやく長崎に伝わったわけである。（華夷変態卷9、一番広南船之唐人共申口）長崎貿易（唐船来航）のリズムの故とはいえ、遅いといふべきか。

一方、薩摩藩への情報は先述の如く早い。鄭氏が降伏（1683年8月3日）した1ヶ月後、清朝が還シナ海域の支配権を得た直後の9月5日に、薩摩藩は琉球に清朝から冠船が來るので平山忠知・肥後盛昌を琉球国に派遣している（薩藩旧記雜錄追録）。琉球支配のために、薩摩藩が最も早く環シナ海情報を入手していたわけである。

4 鄭氏降伏後の環シナ海地域システムの再編成と琉球、日向

鄭氏降伏後の抜け荷激増対策の一環として、元禄6（1693）年に島津氏は、琉球国に漂着した清国船・オランダ船の長崎回航にあたっては、警固船・挽き船だけを差し添え、琉球人が清国船・オランダ船に乗船することを禁じた。（薩藩旧記雜錄追録）質唐人もとてはならぬという徹底した抜け荷対策である。

同じく対馬藩に対しても、元禄6年2月に漂着唐船から「新規に」人質を取らず、順風あらば出帆させるように定めた。（『長崎県史』史料編二683ページ、金指正三『近世海難救助制度の研究』125ページ）

清朝が鄭氏を降伏（1683年）させ、環シナ海の制海権を確保した事により、翌84年に朝貢ルートを使っての海難難民送還体制が確立した。（康熙23年8月22日付け中山王宛て礼部咨文『歴代寶案』訳注本1）しかし日本との問題がまだ解決されていなかった。

元禄元年（1688）11月4日に、島津氏は、琉球国に対し、清国船との交易を禁じ、漂着清国船はそのまま帰帆させるように命じた。（薩藩旧記雑録追録）ただし琉球にとって「漂着清国船」との薩摩を介しない「密貿易」が可能になったともいえる。

しかし、いまだ中国のオフィシャル・ルートを通しての送還を日本は認めなかつた。

鄭氏降伏後の環シナ海地域システム再編成について、元禄9年（1696）がターニングポイントになると考えられる。よく使われる史料ではあるが、『鹿児島県史料』旧記雑録追録1、2624の元禄9年(1696)6月28日付の老中連署奉書に、

琉球國江漂着之唐船、前々破船不仕時者、從琉球歸帆申付、其段長崎江從其方被相達候、若破船候得者唐人共長崎江送遣之候、然處今度琉球國中山王其方迄相願候者、如跡々大清國江進貢船遣候付而、以來漂着之唐人并出所不相知候異國船致破船候共、福州迄送遣度候、且又南蠻船者不及申、切支丹宗門疑敷異國船漂着、若破船候者唐人并荷物等共長崎江送越度候之旨、中山王願之通被差免之、勿論如前々商賣之儀者弥堅停止可被申付候、右之趣長崎奉行江茂相達候間、可被得其意候、恐々謹言

とある。概略次の通りである。

これまで、琉球国への漂着唐船を破船でなければ帰帆させ、（元禄元年1688年11月4日薩藩旧記雑録追録）そのことを薩摩藩が長崎奉行に届け出していた。破船の際には、唐人達を長崎に送っていた。

今後は、中山王の願い出のとおり、漂着唐人、出所不明の異国船について、破船した場合にも、福州に送ることを許す。ただし南蛮船、キリストン宗門の疑いがある異国船が漂着、もしくは破船のときは、唐人・荷物を長崎に送り届けることとした。

つまり、琉球漂着の唐船は、これまで破船でなければ自力帰帆させており、破船の時は長崎送りであった。それが1696年からは、破船であるなしにかかわらず、朝貢ルートにのせて福州経由で送還することになったわけである。ここにおいて、日本の影が消えるとともに、中国の冊封・朝貢システムの枠組みに琉球が再編成されたということになる。

1696年以前においては、琉球国に漂着した唐船が自力送還されたということを意味する。つまり、地域・期間限定で「自力送還」の慣例が公認されていたといえる。小林茂氏の漂着唐船「自力送還税」⁽²⁰⁾は、このかぎりで正しいといえる。

これは清朝が、台湾を拠点とする鄭氏を降伏（1683年）させた結果、環中国海の制海権を握り、琉球・朝鮮を鎖国の圏域から狭義の朝貢システムの中に組み込んだこと。さらには、奄美を含む琉球が朝貢システムの圏域内にあることを、幕府が追認したことを意味する。⁽²¹⁾

ともかく、結果として薩摩は本物の漂着唐船と交易できるだけでなく、密貿易を端から目指す唐船とも直接に交易することが可能となったわけである。

視点を変えるならば、元禄9年から琉球・奄美地域は中国を中心とする冊封体制の領域にふくまれることになったといえる。したがって、そこを領分とする薩摩は、鎖国体制と冊封体制の両者の圏域に含まれる。けれども、逆にどちらにも含まれない境界領域にあったともいえる。そのため、

もともと厳格な規制が行われた鎖国体制の中にあっても、幕府は薩摩に対しては、ある面では鎖国の枠外であるかの如き動きを黙認せざるを得なかつたといえる。

たとえば薩摩藩に漂着した唐船については、唐人を上陸させてよい事になつてゐた。(中村質1990年) 1741年薩摩藩の支藩・佐土原藩漂着唐船の事例でも、①唐人を上陸させている。②長崎回送に陸路をとつてゐる③質唐人をとつてゐない。⁽²²⁾

以上の推論が可能ならば、薩摩に隣接する日向こそが、純然たる鎖国体制の南端の外縁に位置したといえる。そのため、幕府は長崎回送のルートについて、日向からは薩摩を通過する時計回りが近距離で容易であるにもかかわらず、わざわざ遠回りで困難な豊後水道一関門海峡を経由させたのである。正真正銘の日本圏域内での回送をさせることが、そのねらいであったといえる。⁽²³⁾ したがつて、長崎からの帰路は薩摩経由の海路をとつてゐる。⁽²⁴⁾

日向国に対する幕府の特別な関心は、日田代官配下の富高手代による日向灘沿岸漂着唐船取扱に対する執拗な監視にもあらわれてゐる。⁽²⁵⁾

この様に、鎖国システムは、日向漂着唐船史料を見ることによつて、より鮮明になるのである。

5 外交文書の授受等について

唐船との長崎貿易は、明・清朝とはもとより東南アジア諸国との正式な国交が無いため、取り決めが無く行われていた。つまり、非公式のものであつた。しかし現実には、日中相互の難民送還等の遣り取りがなされ、公文書の送受が行われていた。その実体と歴史的意義は如何であろうか。

清國の地方官（廈門海防府許逢元、寧波府鄞県知県黃氏）が、日本人難民に添えて長崎に送つた対等官署への咨文について、別稿で問題提起をした。⁽²⁶⁾ 受け取つた日本側に残された咨文の写しが、2通共に「日本国王」宛になっていることである。日本側がわざわざ「日本国王」に改竄するはずもないで、確かに日本国王宛の咨文を受領していたと理解できる。一方、回答の差出人は、「長崎鎮府下野守源」とある。この時期の長崎奉行が下野守菅沼新三郎定秀であった（『柳営補任』）事とも一致する。文面の形式・内容も咨文としての矛盾がない。したがつて、信憑性は高いと見るべきである。

唐船の船頭・財副たちには、中国からの送還の証文を長崎奉行に渡すだけでなく、長崎での難民受け取りの証文を持ち帰ることが命じられたのである。「証文無之候ては、北京への返答可申様無之、諸官職及迷惑候旨、堅其段相心得、始終首尾能様にと、重々念を入被申候」（『通航一覧』卷220）「御当地の請取証文持参可仕段、呉々被申付候」（『通航一覧』卷215）といふ。

つまり督撫が上奏によって、北京からの勅許を得たら、海防官庁と寧波府鄞県知県からの咨文⁽²⁷⁾を洋銅商人に渡し、長崎での難民受取の証文を持ち帰るように命じる段取りである。長崎奉行の回答⁽²⁸⁾を添えて北京への報告を命じられていたからである。

のち明和4年(1767)に江戸幕府は長崎奉行からの回答を取りやめた。ルソン漂着の筑前・伊豆の者を送還するに際して、唐船主がルソン漂着のことを隠して贋作の咨文を差し出したためである。すなわち、江戸幕府は公文書のやりとりを充分認識した上で、これを取りやめたわけであり、軽視

していたわけではない。

「日本国王」は徳川将軍をさしているとして、非朝貢国の「日本国王」は、中国から府州県知事クラスすなわち従4品から正6品の地方官相当とみなされているわけである。かかる行咨文を受理することは、東アジア世界の中で、徳川将軍が足利義満よりも下位だと認めたことになる。のみならず日本が琉球王国を含む環シナ海朝貢国よりも下位であることを公認することになる。ただし、返答は長崎奉行からなので、長崎奉行が、中国の地方官相当だと徳川幕府は言いたいのであろう。が、いずれにせよ、清国官署との公文書のやり取りについて、日本側は清国からの日本国王宛の咨文を正式に受理している。したがって東アジア世界の論理では、日本は朝貢システムの中に位置づけられていたと言えることになる。

以上の考察が大過なければ、日本は朝貢システムの敵礼に無神經で無関心であったと理解するしかない。

環シナ海地域システムを朝鮮との関係を抜きに語ることはできない。が、ここでは2点のみを取り上げて後稿に待ちたい。

日本における唐物・朝鮮產品需要に対して、清朝との戦いのため、朝鮮には日本製の武器・硫黄の需要がある。とくに朝鮮側の需要を満たすために、武器・硫黄などを日本から不正に持ち出す必要があった。朝鮮は日本の禁を犯した抜け荷であっても購入したかったわけであり、朝鮮の要人に密貿易関係者がいると見るべきである。

朝鮮と日本間の漂着船について、対馬の役割が重要である。長郷嘉壽氏によると⁽²⁹⁾、対馬藩は朝鮮と日本との漂流民を受け渡す役割を担っていた。1672年以前においては、朝鮮漂着の「倭漂民」は、先ず倭館での取り調べが行われたのち対馬に送られる。対馬で改めて漂船改めが行われ、その結果を幕府に報告し、その指示に従って長崎奉行に引き渡す。長崎奉行が取り調べた後に、藩役人(幕府領では代官・手代)に引き渡すことになっていた。

これが1672年に改められ、幕府への報告指示を待つことなく、対馬から長崎奉行か大阪奉行に送ることになった。簡略化がねらいであったかというと、実はそうではない。というのは、あわせて対馬に漂着した日本船についても朝鮮漂着と同様とみなされたのである。

(「勿論対州江漂着之船茂可為同然候」)。つまり、72年の改正は、対馬を朝鮮サイドにおくという判断に基づいているといえる。こののち25年後の97年によくやく、対馬漂着日本船については対馬藩での吟味の結果、疑わしきことがなければ、国々に帰帆させるように命ぜられた。

この72年の対馬藩への日本船「漂着」に対する取扱の改正の目的は、伊藤小左衛門事件の後も絶えない日朝間密貿易に対する幕府の対策の一つであったと思われる。⁽³⁰⁾

かく対馬藩は、日本一朝鮮の境界領域として、幕府によって、朝鮮と同視されることもあったわけである。朝鮮との間には、鄭氏降伏以前に抜け荷問題が重要視されていたのであり、これには長崎唐通事の顕川道隆などの大立て者も絡んでいたものと想定できる。

む　す　び

1 日本における漂着唐船・異国船への対処の体制はきわめて厳格である。軍役として位置づけられている。戦闘態勢であり、撫恤する態度ではない。国内秩序を維持することを最優先しているわけである。この点、中国を中心とする朝貢システム理念とは異なっていると理解できる。

2 日本は、対外関係の上で、体面にはこだわるけれども、外交文書の取扱について、官位相当などの朝貢論理に無頓着であった。朝貢論理を学ぼうとしなかったといえる。

近世における中国と日本との対外システムのちがいが生じた根本的な理由は、両国の国制が異なっていたことに求めるべきであろうか。

総じて、日本はパクス・シニカの朝貢システムの礼的秩序の枠組みから外れていたと理解できるのである。つまり環シナ海地域においては、中国を中心とする朝貢関係システムと日本の鎖国システムが重なり合いながらも、並び立っていたとみるべきであろうか。

礼的秩序は対人関係の秩序同様に外交交渉の建前であって、実質的には力の論理が支配的であった。つまり朝貢システムというものは、力の論理の生の表出をさけて、王朝の体面・権威を国内的にも国外的にも整えるための政治的道具、クッション機能を持つといえるのではなかろうか。

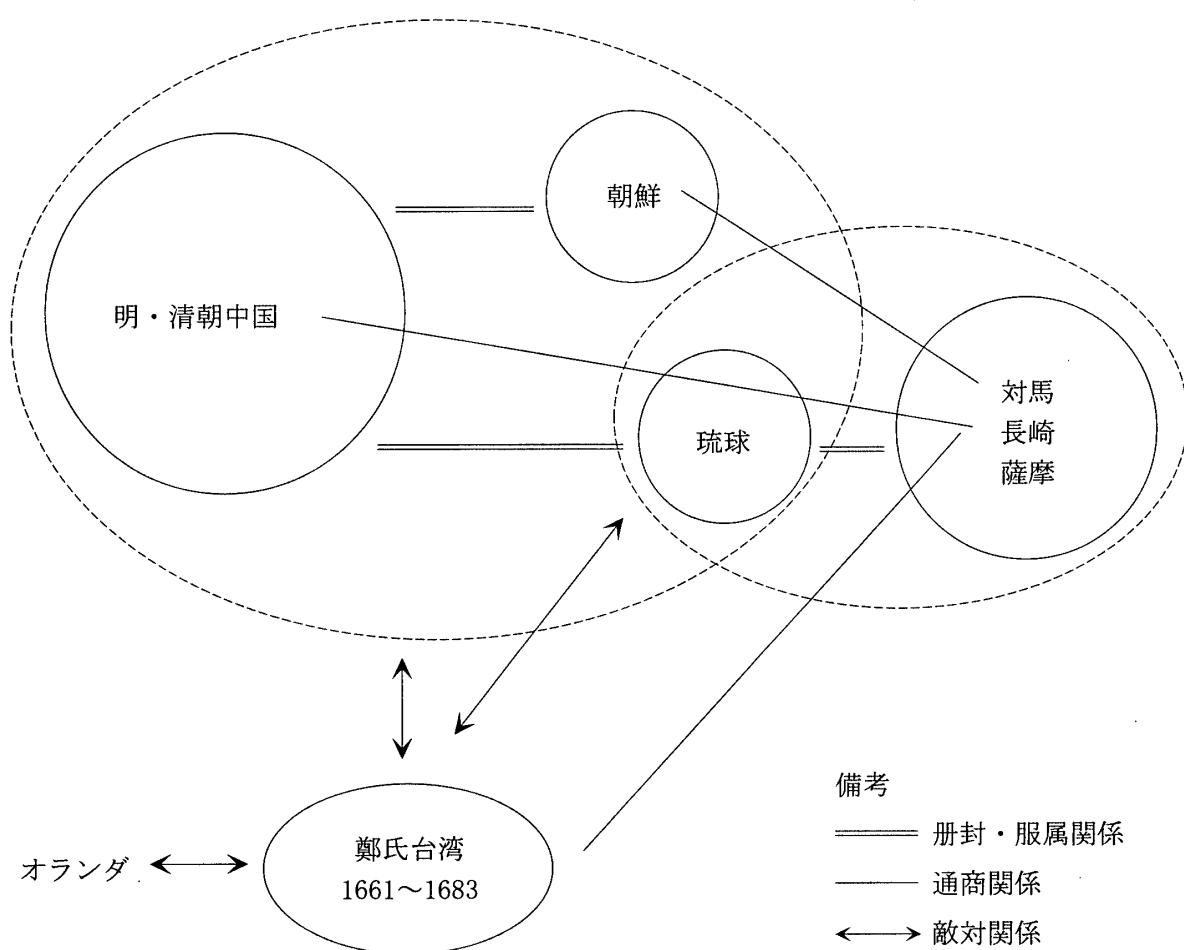
3 鄭氏が環シナ海の制海権をにぎっていた時期において、1683年に清朝に降伏するまでは、長崎来航唐船はその大半が鄭氏配下の唐船であった。長崎唐通事も鄭氏との繋がりをもっていた。

鄭氏降伏後の来航唐船の激増と、対抗する貿易制限令。これに対する抜け荷の増加。抜け荷対策とくに打ち払い令、長崎唐人屋敷の開設（1689年）などの一連の幕府の政策が展開した。

鄭氏降伏により、台湾がはじめて中国の領土になっただけでなく、琉球が清朝冊封体制の枠組みに名実共に組み込まれることになった。幕府・薩摩は、環シナ海の表の世界では、琉球を中国の冊封国として扱うが、実質的な支配を幕末まで実行したといえる。

蛇足であるが、17-18世紀の環シナ海地域システムの概念図をスケッチしておき、備忘としたい。

17—18世紀環シナ海地域システム概念図



1609～1683
朝鮮 ~~~~~> 琉球 -----> 薩摩 -----> 長崎 -----> 対馬 -----> 朝鮮

琉球 ~~~~~> 朝鮮 -----> 対馬 -----> 長崎 -----> 薩摩 -----> 琉球
-----> 琉球

1684(1696～)
朝鮮 ~~~~~> 琉球 -----> 中国(福州) -----> 朝鮮
朝鮮 ~~~~~> 琉球 -----> 薩摩船 -----> 朝鮮

1704、1735

備考：~~~~> は漂流・漂着 -----> は送還ルート

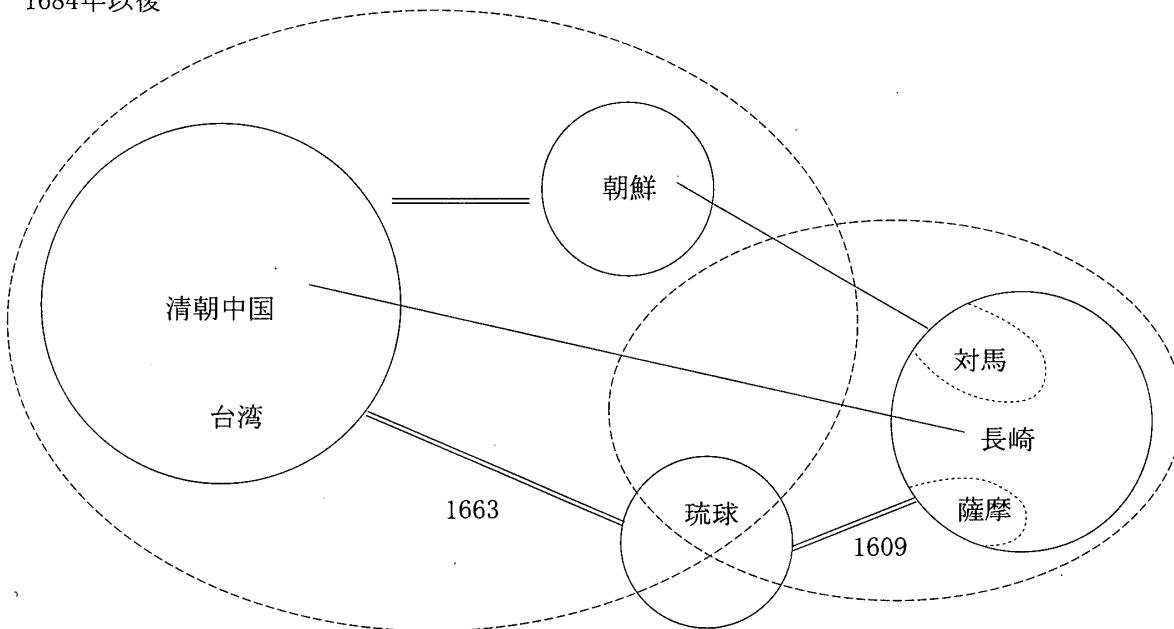
異国異域間の送還システムの中で、最優先されるのは政治的な関係である。敵対関係にある場合に、送還されないのは当然である。1661年～1683年間の台湾船は、中国・琉球に漂着したら送還されない。一方、台湾漂着の中国船・琉球船も同じく送還されることはない。

送還のメイン・ルートは朝貢ルートである。中国・琉球・朝鮮間は送還が保証される。日本も中国との間に通商関係があるので、1684年以後は乍浦出航商船に便乗して帰国することになる。

したがって通貢国であるか否かが先ずは問われる。

朝鮮 ~~~~~> 日本 —————> 長崎 —————> 対馬 —————> 朝鮮

1684年以後



註

- 1) 荒野泰典氏『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、1988年) ほか。
- 2) 「地域システム」について、濱下武志氏（「東アジア史に見る華夷秩序」『東アジア世界の地域ネットワーク』山川出版社、1999年）は、明解に次のように述べる。
 「東アジアを中心とした広域地域を対象に取り上げ、その歴史的構成と広域秩序理念とを華夷秩序の展開という視野から考えてみたい。」
 「広域地域が一つの有機的な統一体をもった歴史態を“地域システム”と呼ぶならば、東アジア・東南アジアにおいて見られた中国との間の朝貢関係は、これを地域システムの一つの表現と見做す事ができるであろう。この朝貢関係は、当該地域の内部及び外部との間に形づくられた多角的な、かつまた多層的な交易活動とひとの移動を基礎としていた。そして、その前提の上に立って、政治的・外交的・軍事的な秩序を律するものとして、歴史的には中国の皇帝権を中心に編成された広域地域秩序（パクス・シニカ）の一部を構成していた。」
 「総じて、東アジアの各国・各地域の相互関係が位階・品銜の相互関係に対応して形づくられていることがわかる」
- 3) 曹永和「環シナ海域交流史における台湾と日本」『鎖国日本と国際交流』(吉川弘文館、1988年) ほか。
- 4) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規程と実態一日向漂着船の場合」『近世近代史論集』(吉川弘文館、1990年)。
- 5) 永井哲雄「『御用帳』にみえる漂着船に関する在郷史料の一・二について—高鍋藩の寛政期から安政期の関係史料の紹介ー」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、2001年)。
- 6) 曙航は各藩から申し出られても断るのが原則であるが、実際にはお願いしていた。
 黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記」上下『宮崎女子短大紀要』29号、30号。
- 7) 永井哲雄「『御用帳』にみえる漂着船に関する在郷史料の一・二について—高鍋藩の寛政期から安政期の関係史料の紹介ー」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』(科学研究費補助金研究成果報告書、2001年)。
- 8) 北九州の抜け荷船については、『唐船漂流追拵之記』(豊前叢書刊行会、1962年) を参照。
- 9) 黒木國泰前掲「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記」上下。
- 10) 日向は遠地なので引き船は10艘程度でよいとされた。
- 11) 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』
- 12) 近世日本について重要なのは「国家の境界が強く意識されていたこと」「対外関係の閉鎖性ではなく、権力による管理の強さ」である。(三谷博「『西洋国際体系』を準備した『鎖国』『東アジア世界の地域ネットワーク』)
- 13) (『同文彙考』2「謝漂人出送表」、「礼部知会発回謝漂人出送方物嗣後永停咨」「謝発回漂人方物咨」康熙39年10月29日) 劉序楓「從清朝對日本海難難民的遣返來看清代中日關係（1644—1861）」『何石・金昌洙教授華甲紀念史學論叢』(ソウル汎友社、1992年)。
- 14) 黒木國泰「漂流・漂着船史料からみた17・18世紀環シナ海地域システムと鎖国体制」『宮崎女

子短期大学紀要』25号1999年の2 (3) を加筆、訂正したものである。なお、この事件については、真栄平房昭「十七世紀の東アジアにおける海賊問題と琉球」(『経済史研究』第4号、2000年) 同「清代中国における海賊問題と琉球－東アジア海域史研究の一観点－」(『東洋史研究』63-3、2004年) 川勝守『日本近世と東アジア世界』(吉川弘文館、2000年) 等が論及している。

- 15) この事件に関しては、寛文13年(1673)5月に、鄭氏は暹羅国王に書簡を送り、日本への貿易船派遣をやめるべき事、もし送れば、海上で見つけ次第拿捕する旨を伝える。(和蘭風説書集成上33号) 7.7 また鄭氏船の多額の銀を差し押されたことについて、鄭氏が長崎に抗議の使者を派遣し、その応対次第では、日本近辺に兵船を派遣し、オランダ船・唐船を拿捕するつもりでいる、とオランダ商館長が報ずる(和蘭風説書集成上35号・36号) 等々の波紋がみられた。が、鄭氏は日本との敵対に及ぶことはなかった。
- 16) 曹永和『台湾早期歴史研究』(聯經出版、1979年)。
- 17) 鄭氏降伏の条件の中核に剃髪問題があったことは、林田芳雄『鄭氏台湾史－鄭成功三代の興亡実紀』(汲古書院、2003年) に詳しい。
- 18) 薩摩－琉球ルート、薩摩－閩南ネットワーク情報の重要性は、薩藩旧記雑録追録にも散見できる。『対外関係史総合年表』(吉川弘文館、2000年) 1720年7月6日島津氏は、幕府に琉球国に渡來した清国冊封使一行649名が、2月16日に帰帆したことを報告。(薩藩旧記雑録追録) 1722年10月28日幕府は、島津氏に清朝の衣服・諸道具の図を記した書籍の有無を尋ねる。(薩藩旧記雑録追録) 1723年8月9日島津氏、幕府に、台湾の乱で捕らえられて福州城内にいた囚人70人の脱走事件について報告。(薩藩旧記雑録追録)
- 19) 対馬を通して催促をする事例が多い。鄭氏情報については、天和3年(1683年)10月、宗義真、礼曹宛書契にて、①南京で兵乱が起ったとのこと、②台湾の鄭錦舎が海路朝鮮を侵攻したこと、③オランカイが北京に侵入したこと、④清朝が朝鮮を譴責したこと、以上の長崎の唐船から得た情報の真偽を問う。(本邦朝鮮往復書32、朝鮮王朝実録14) いずれもでたらめであり、長崎来航唐船が伝えるはずのないことである。したがって、幕府が朝鮮から台湾情報を引き出すためにわざと朝鮮にカマを懸けたのか。
- 20) 小林茂・松原孝俊「朝鮮から琉球へ、琉球から朝鮮への漂流年表」『漂流・漂着からみた環東シナ海の国際交流』(小林茂編著文部省科学研究費補助金研究成果報告書、1997年)。
- 21) 西里喜行氏(「琉球＝沖縄史における「民族」の問題」『新しい琉球史像』榕樹社、1996年)は、豊見山和行(「近世琉球の外交と社会」『歴史学研究』586号)を受けて、「琉球王国の自立化＝主体性回復への志向は清国の展海令をテコとして漂流民を直接福州へ移送し、幕藩制日本の送還体制から離脱したことにも示されており」とし、琉球の自立化と理解される。

私見によれば、豊見山(豊見山和行『琉球王国の外交と王権』(吉川弘文館、2004年) 第2章2も同様)・西里両氏の見解は楽観的な評価であり、日中両勢力の狭間でのささやかな「自立化」＝抵抗であると言わざるを得ない。それをしも主体性の回復と評価しなければならない沖縄の歴史と現在の悲しさはあるが。

清朝からの福州送還命令を琉球・日本が唯々諾々と受け入れ(ざるをえなかつ)たのは、琉中貿易維持のために琉球－薩摩関係を隠蔽したい琉球・薩摩・幕府の利害が一致するところで

はあった。が、東アジアの国家間の力関係の客観状況を踏まえると、ここでの琉球の「自立化」を評価する見解には従いがたい。

- 22) 黒木國泰「元文六年佐土原漂着の乍浦出し『暹羅船』－近世日向における中国漂着船」『宮崎県地方史研究紀要』20輯、1994年3月。
- 23) 飫肥藩の阿萬豊藏が、唐人からの長崎ルートについての質問に対して次のように答えている。
自此地到長崎、海路有二、一則右邱山西南走、此曰薩摩洋、又右邱山北走、以到長崎、是蓋近而易、一則左邱山北走、又左右邱山西北走、此曰長州峠、又左邱山西走、此曰玄海洋、又左邱山西南走、以到長崎、此蓋遠而難
黒木國泰「安政2年折生迫漂着江南沙汰寿商船について（下）」『宮崎女子短期大学紀要』22号、1995年。
- 24) 安政2年高鍋藩の護送船団の福嶋曳舟の帰路は、短距離の薩摩経由であった。ただし中核の関船等は、帰路も往路と同じく関門海峡、豊後水道通過ルートをとった。
- 25) 黒木國泰前掲「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」。
- 26) 黒木國泰前掲「漂流・漂着船史料からみた17・18世紀環シナ海地域システムと鎖国体制」。
- 27) 州県だけでなく、府が咨文を発行した事例もある。「嘉興府官人」（『通航一覧』卷215）、「蘇州府官所」（『通航一覧』卷225）劉序楓前掲論文参照。
- 28) 長崎奉行からの回咨文の雛形は、『通航一覧』卷229にある。（黒木前掲「漂流・漂着船史料から見た17・18世紀環シナ海地域システムと鎖国体制」）
- 29) 長郷嘉壽「長崎県立対馬民俗資料館宗家文書資料」『長崎奉行関係文書調査報告書 長崎県文化財報告書131集』（長崎県教育委員会、1997年）。長崎県文化財報告書131集は、故中村質先生が後身に残されたすばらしい遺産である。
- 30) この後においても、鹿児島坊津における18世紀初年享保年間における「唐物崩れ」など、古くからの交易ネットワークが存続したことを見出せない。

本稿は、財団法人交流協会の歴史研究者交流事業の成果の一部である。

2001年7月8月の2ヶ月間、中央研究院中山人文社会科学研究所にたいへん御世話をうけた。とくに鄭氏ゆかりの台南をご案内いただいた劉石吉先生。貴重な史資料の提供をいただいた劉序楓先生、朱德蘭先生、湯熙勇先生。変わらぬご指導を賜った曹永和先生に感謝申し上げたい。